

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年3月29日

担当	東京労働局 労働基準部 健康課長 長澤 英次 主任労働衛生専門官 柳 多賀子 電話 03(3512)1616
----	-----------------------------------------------------------------

メンタルヘルス対策等自主点検実施結果について

東京労働局（局長 美濃 芳郎）は、職場におけるメンタルヘルス対策等の自主的な取組を促すため、「メンタルヘルス対策等自主点検」を実施し、このほどその結果を取りまとめましたので公表します。

自主点検は、東京労働局管内の事業場のうち、常時使用する労働者10人以上の事業場から無作為抽出した約3,000事業場を対象とし、670事業場から有効な回答を得ました（回答率21.9%）。

【メンタルヘルス対策自主点検結果のポイント】

メンタルヘルス対策等の取組状況(別添資料 p2~)

- (1) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は89.4%
- (2) 50人未満の小規模事業場においてストレスチェックを実施している事業場の割合は47.2%
- (3) 必要な産業保健サービスの提供を行っている事業場の割合は87.8%

【今後の取り組み】

ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の徹底を図るため、引き続き集団指導、個別指導等あらゆる機会をとらえ、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を図るとともに、ストレスチェックの実施のみならず、結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組をさらに促進するため、産業保健総合支援センターによるメンタルヘルス対策に係る支援（研修、訪問支援等）の活用勧奨や50人未満の小規模事業場に対する地域産業保健センターの利用勧奨など、引き続き情報提供などを行ってまいります。

メンタルヘルス対策等自主点検実施結果について（調査の概要）

1 目的

第14次東京労働局労働災害防止計画(1)の「労働者の健康確保対策の推進」の項目に定めているアウトプット指標(2)の状況を把握するため、また、各事業場の自主的な取組を促すため、管内の事業場に対して自主点検を実施したものの。

2 自主点検対象事業場

(1) 自主点検対象事業場

東京労働局管内の常時使用する労働者数10人以上の事業場から3,055事業場を抽出。

(2) 回答事業場

回答事業場670事業場について分析を行いました。(有効回答率21.9%)

3 実施期間

令和5年9月30日から令和5年10月31日まで

1. 第14次東京労働局労働災害防止計画

令和5年3月に厚生労働省が策定した「第14次労働災害防止計画(全国計画)」を踏まえ、管内の労働災害の更なる減少に向けて、2023年度から5年間にわたり重点的に取り組む事項を定めたもの。

本計画では、計画期間中に、死亡災害及び休業4日以上之死傷災害を5%以上減少させることを基本目標とし、事業場が取り組むべきアウトプット指標、及び同指標に定める項目を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として設定している。

2. アウトプット指標（「労働者の健康確保対策の推進」の項目に定めているもの）

(1)メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする

(2)50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする

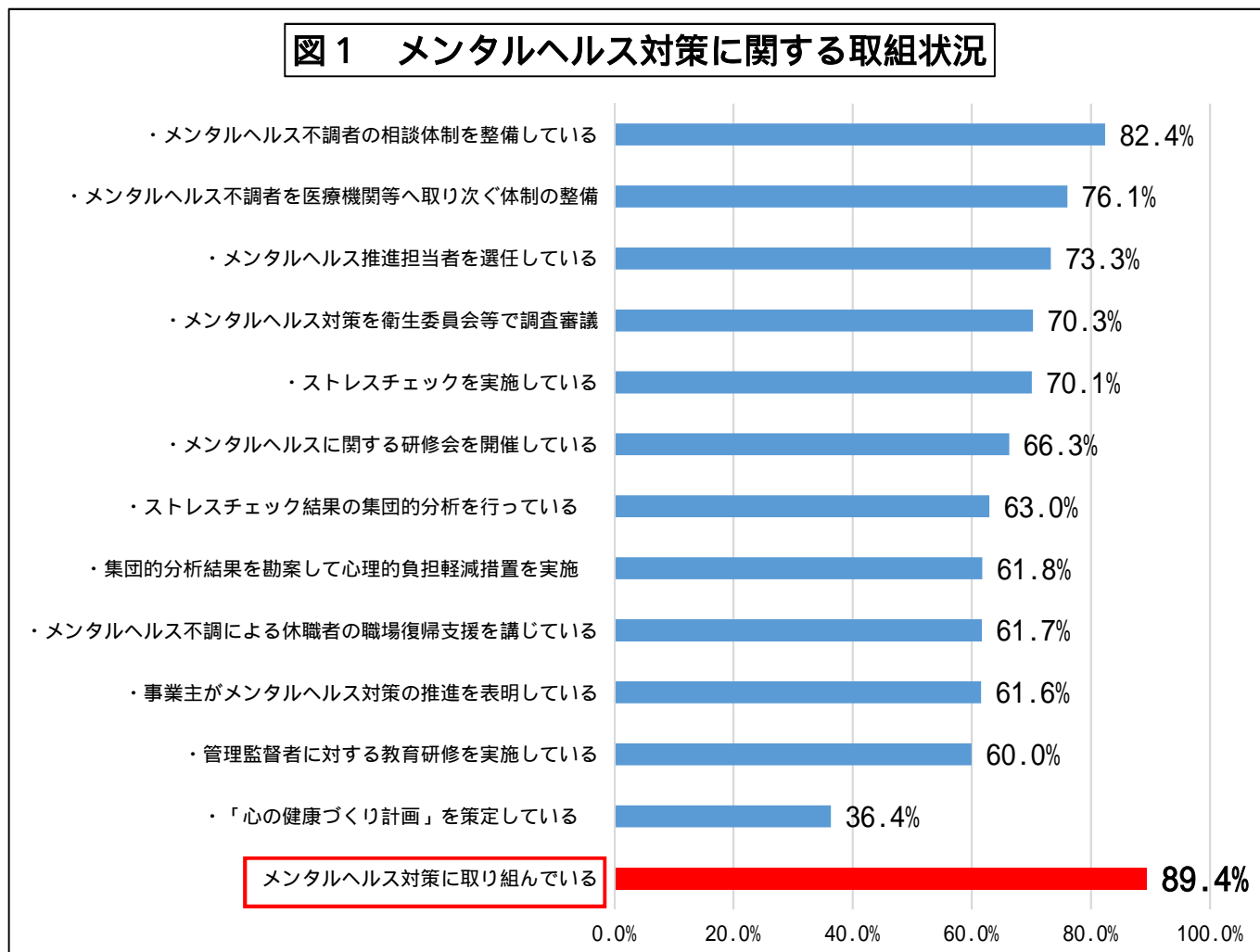
(3)必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする

4 自主点検実施結果について

(1) 主要点検項目に対する取組状況

第14次東京労働局労働災害防止計画において目標とするアウトプット指標
メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上にする。

図1 メンタルヘルス対策に関する取組状況



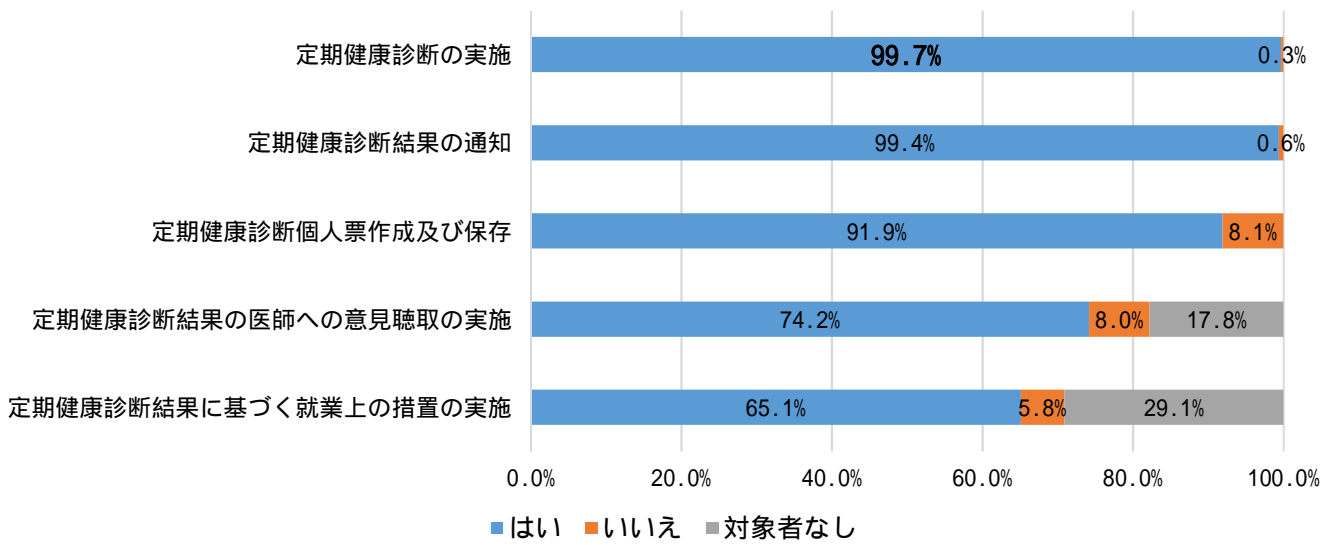
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場(上記の項目のいずれかの項目を選択した事業場)の割合は89.4%であり、第14次防のアウトプット指標である80%を上回っている。

取組内容(複数回答)をみると、「相談体制の整備」が82.4%と最も多く、次いで、「医療機関等へ取り次ぐ体制の整備」が76.1%、「メンタルヘルス推進担当者を選任している」が73.3%となっている。

ほとんどの項目で60%以上を示している中で、「心の健康づくり計画を策定している事業場」の割合については36.4%にとどまっている。

「ストレスチェックを実施している事業場の割合」は全体で70.1%、そのうち「50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施の割合」は47.2%であった(P7 図1-6参照)。

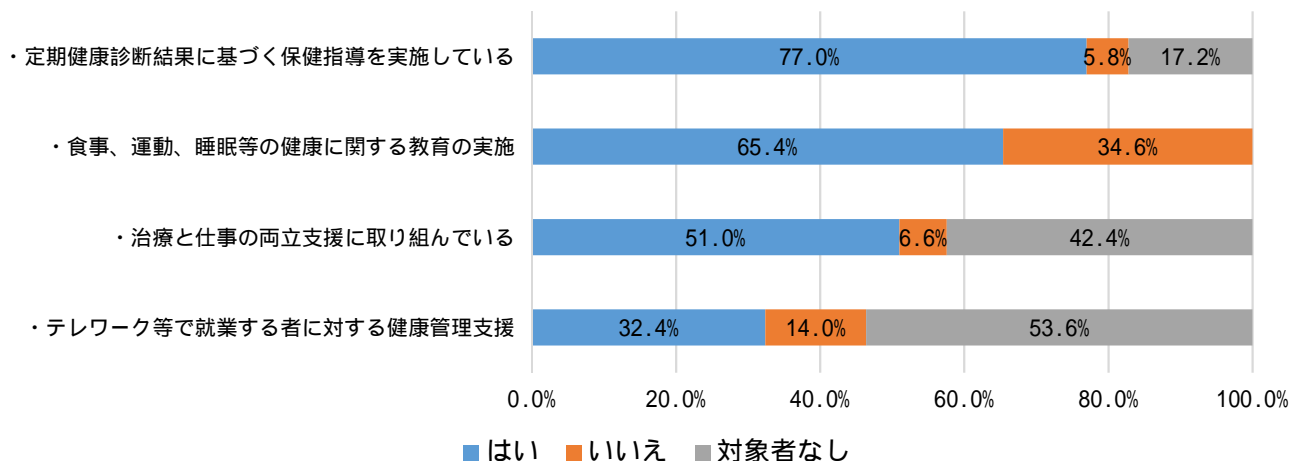
図2 健康診断に関する取組状況



過去1年間に定期健康診断を実施した事業場は99.7%。このうち医師への意見聴取を行った事業場が74.2%、就業上の措置を講じた事業場は65.1%であった。

第 14 次東京労働局労働災害防止計画において目標とするアウトプット指標
 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上にする。

図 3 産業保健サービスに関する取組状況

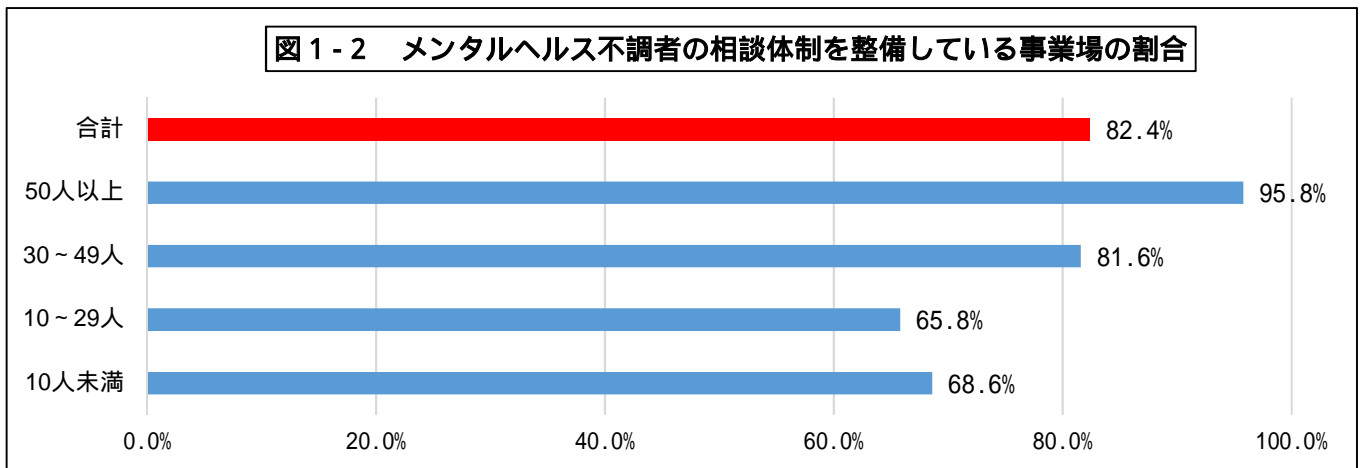
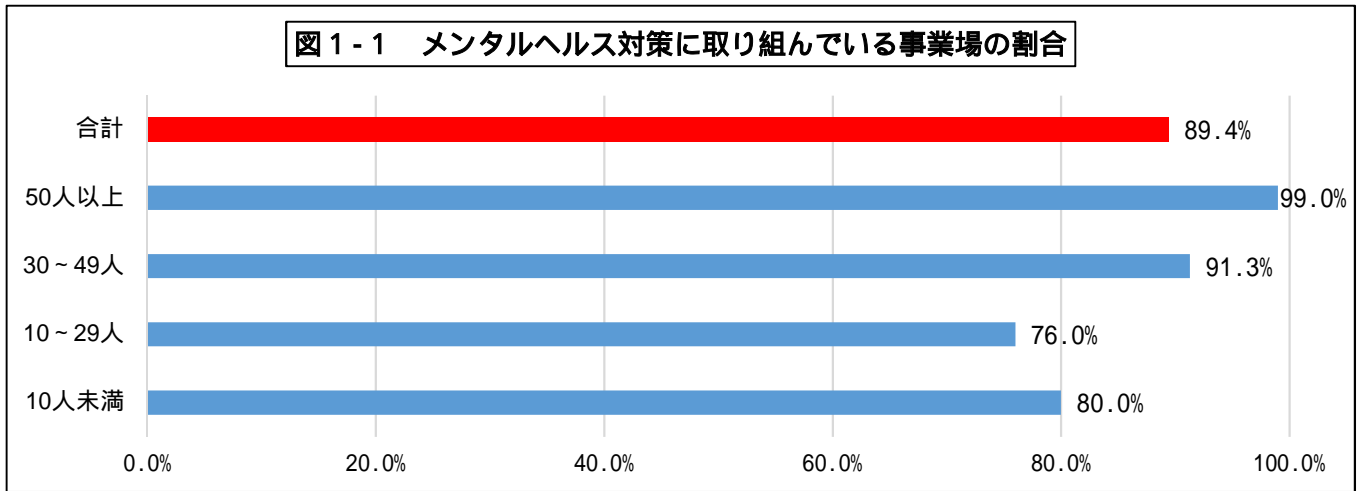


必要な産業保健サービスを提供している事業場（上記の 4 項目のいずれかの項目を選択した事業場）の割合は 87.8%であり、第 14 次防のアウトプット指標である 80%を上回っている。

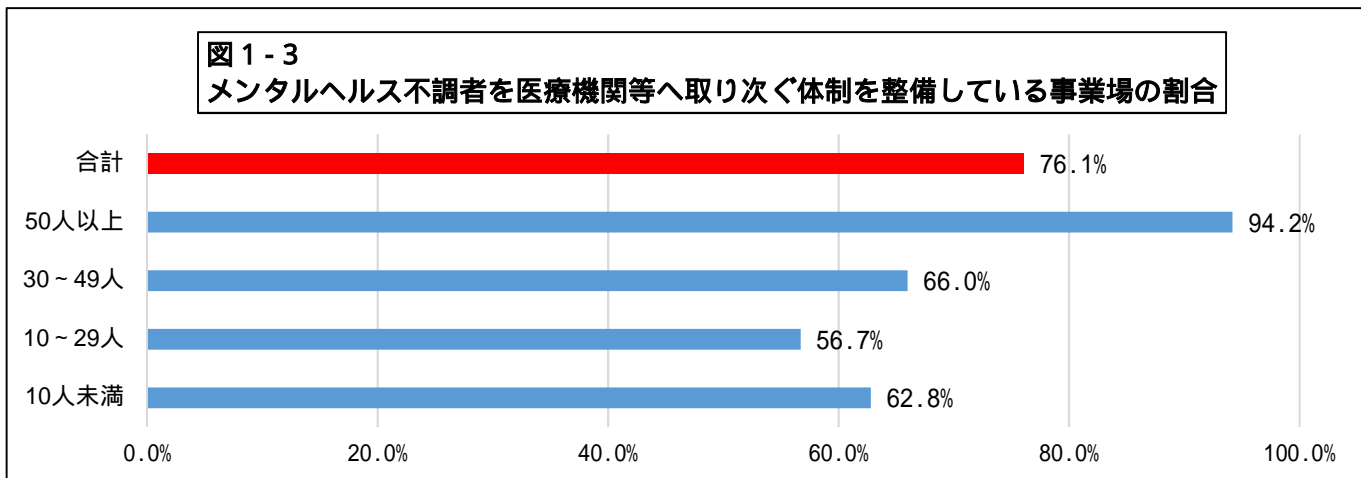
取組内容（複数回答）をみると、「健康診断結果に基づく保健指導を実施している」が 77.0%と最も多く、次いで、「健康に関する教育を実施している」65.4%、「治療と仕事の両立支援に取り組んでいる」51.0%であった。

主要点検項目別事業場規模別回答状況

メンタルヘルス対策に関する取組状況

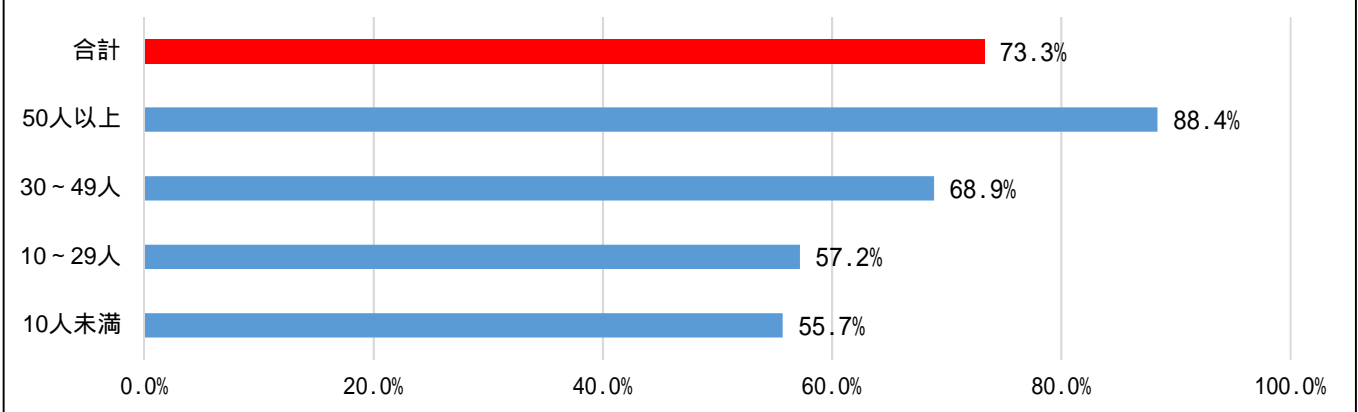


50人以上事業場では95.8%に対して、30人未満事業場では60%台となっている。



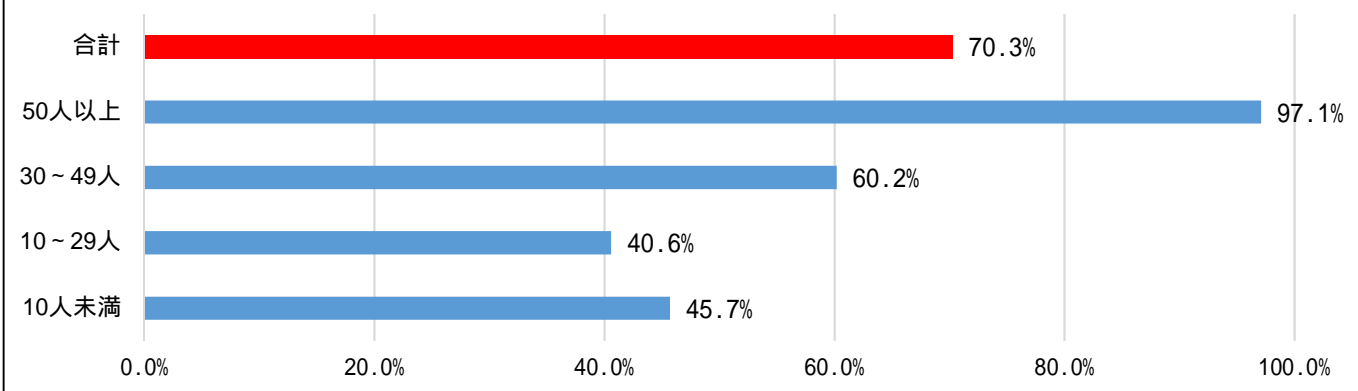
50人以上事業場では94.2%に対して、50人未満事業場では50%から60%台となっている。

図 1-4 メンタルヘルス推進担当者を選任している事業場の割合



50人以上事業場では88.4%に対して、30人未満事業場では50%台となっている。

図 1-5
メンタルヘルス対策について衛生委員会等で調査審議を行っている事業場の割合

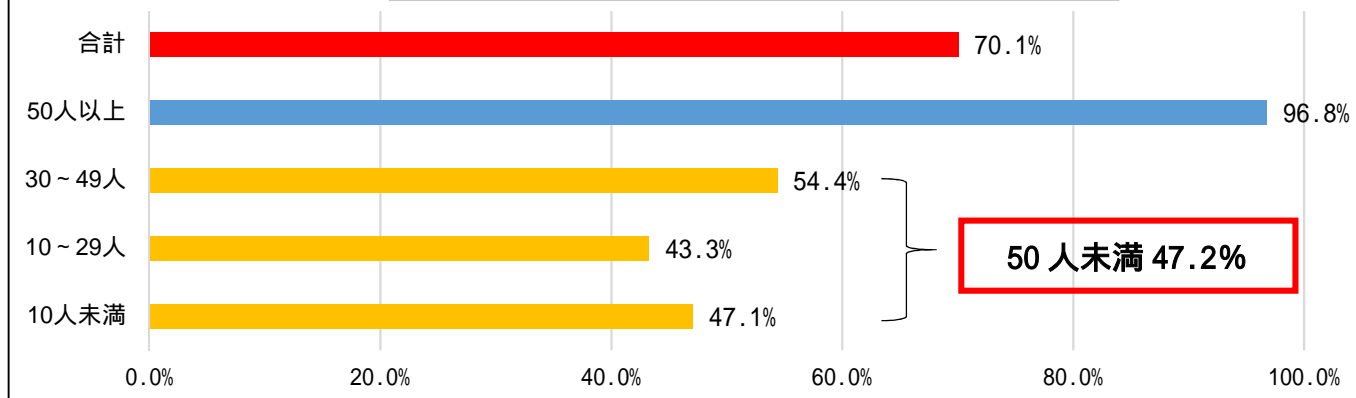


50人以上事業場では97.1%に対して、30人未満事業場では50%を切る状況となっている。

第14次東京労働局労働災害防止計画において目標とするアウトプット指標

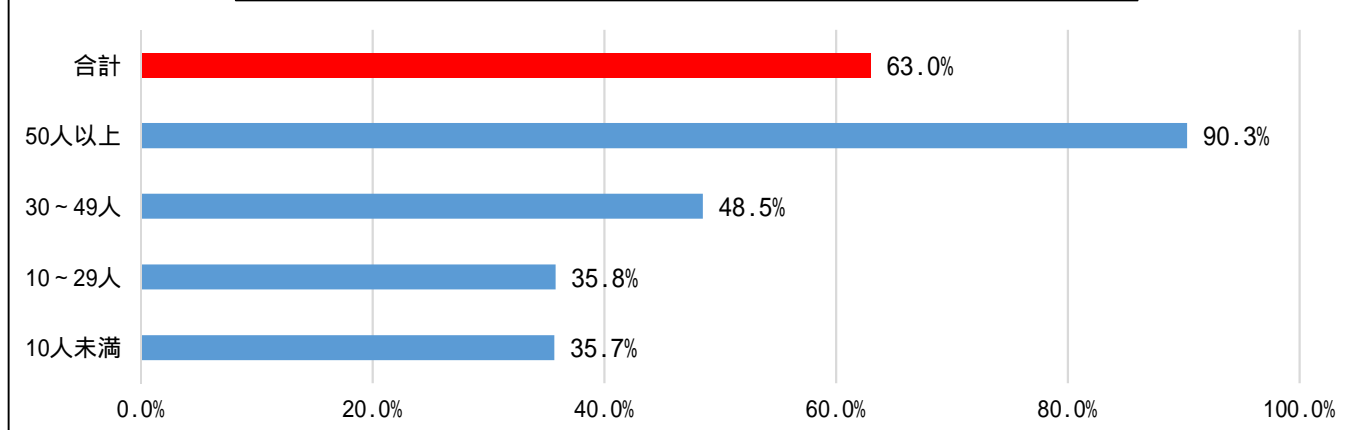
50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上にする。

図1-6 ストレスチェックを実施している事業場の割合



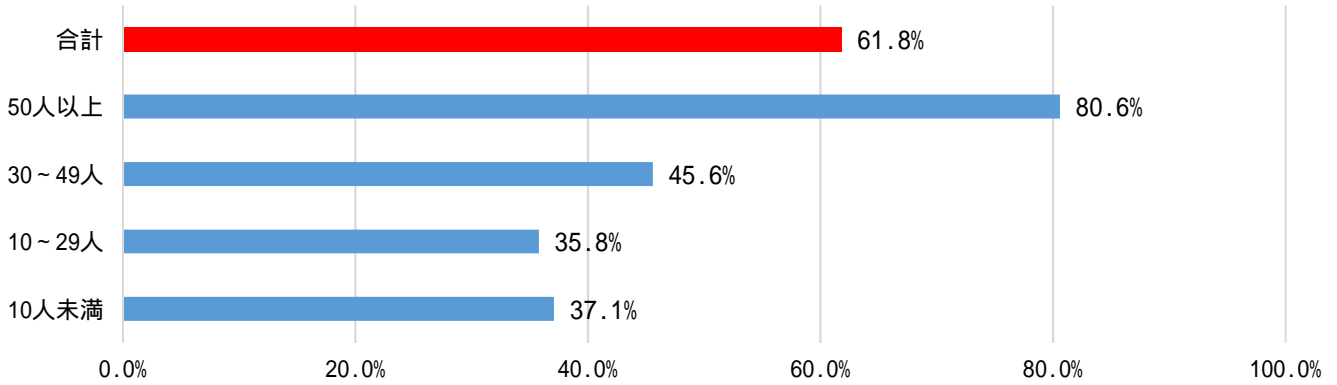
50人未満事業場におけるストレスチェック実施の割合は47.2%となっており、第14次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標である50%を下回っている。

図1-7 ストレスチェック結果の集団分析を行っている事業場の割合



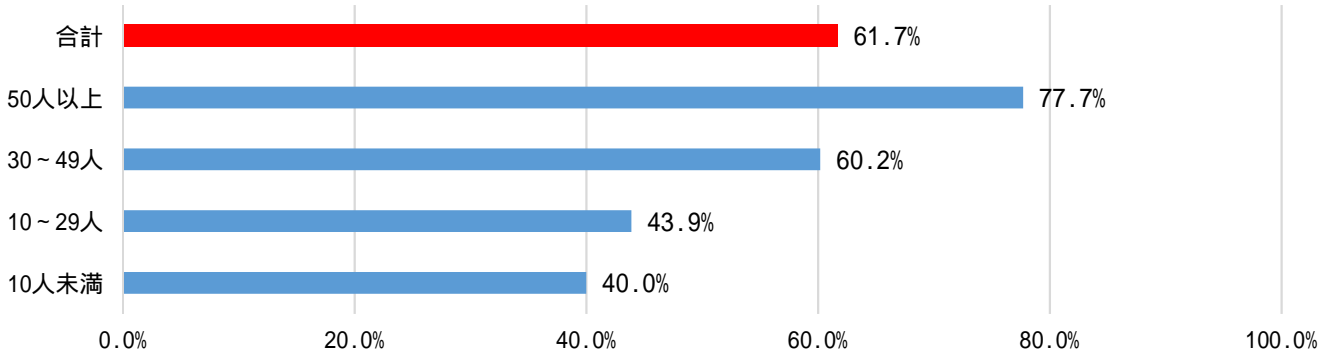
50人以上事業場では90.3%に対して、30人未満事業場では30%台となっている。

図 1 - 8 集団分析結果を勘案して心理的負担軽減措置を講じている事業場の割合



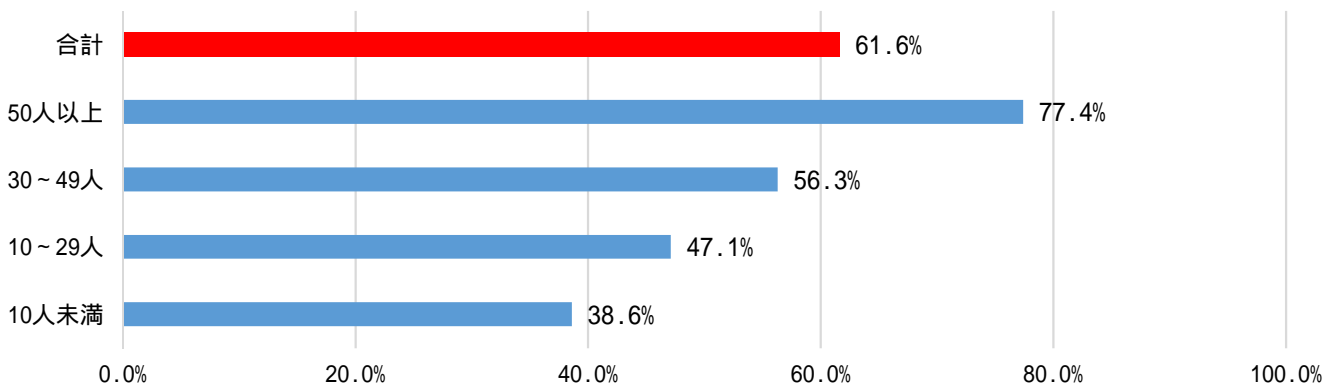
50人以上事業場では80.6%に対して、30人未満事業場では30%台となっている。

**図 1 - 9
メンタル不調により休業している労働者の職場復帰支援を講じている事業場の割合**



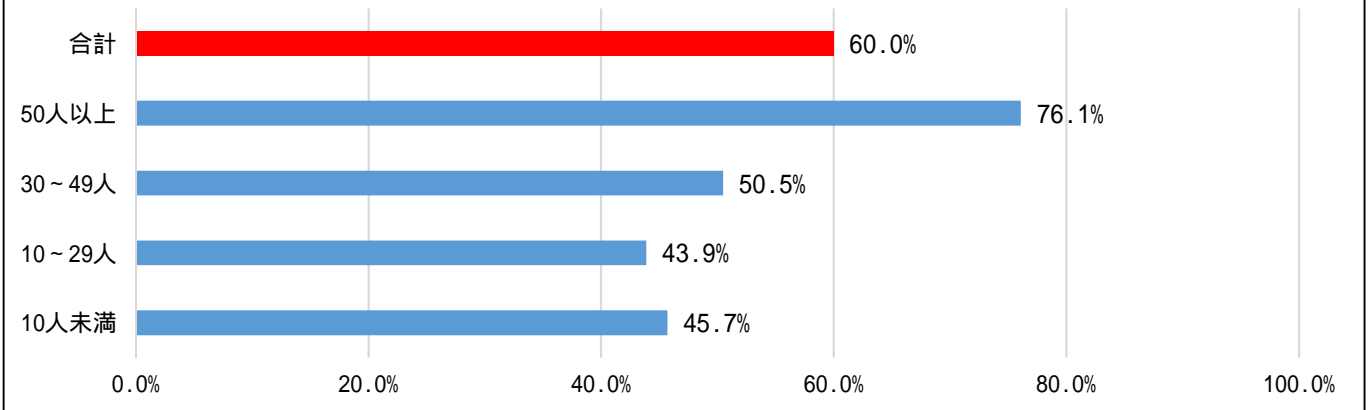
50人以上事業場では77.7%に対して、30人未満事業場では40%台となっている。

図 1 - 10 事業主がメンタルヘルス対策の推進の表明をしている事業場の割合



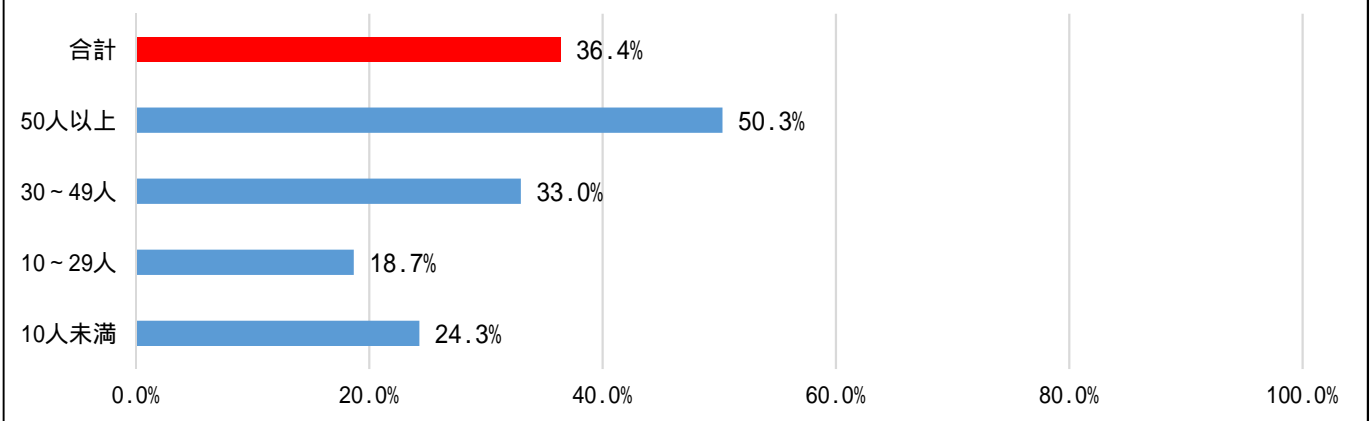
50人以上事業場では77.4%に対して、30人未満事業場では30%～40%台となっている。

図1-11 管理監督者に対する教育研修を実施している事業場の割合



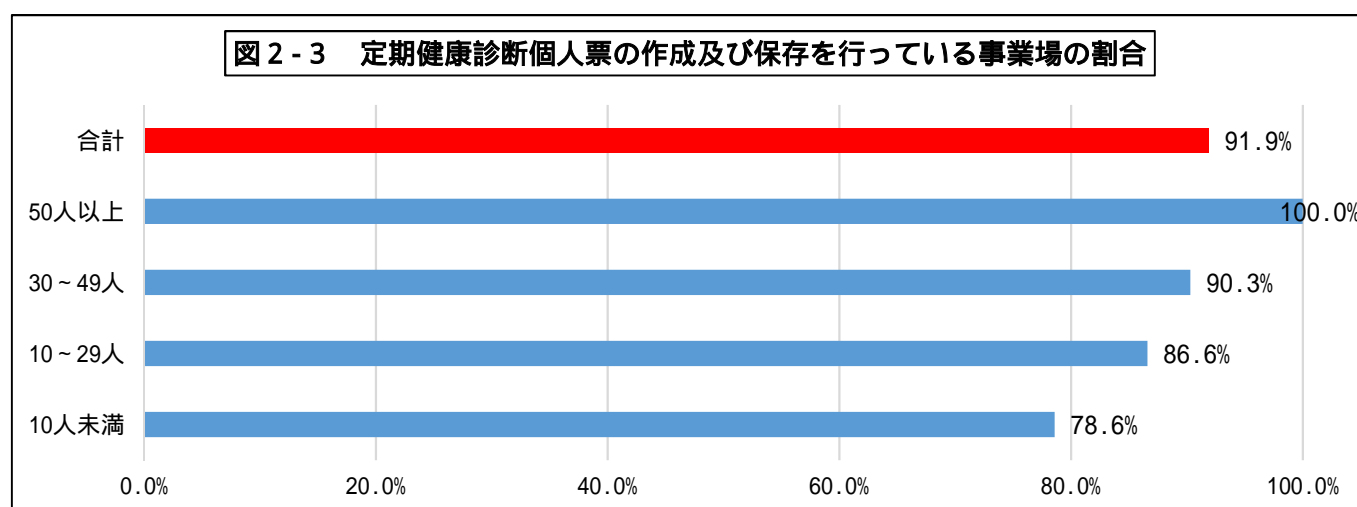
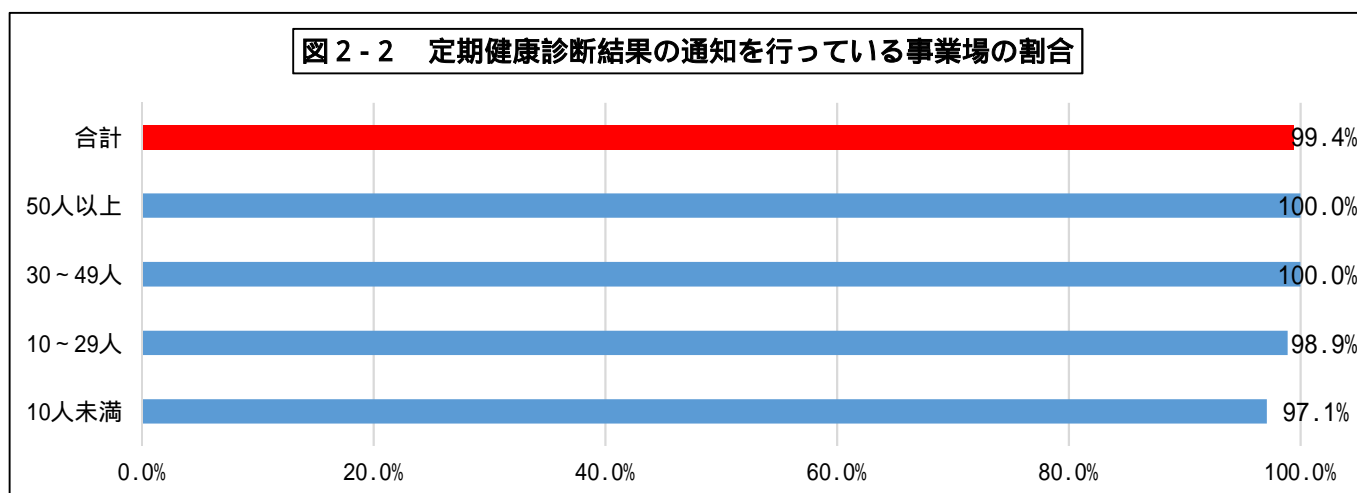
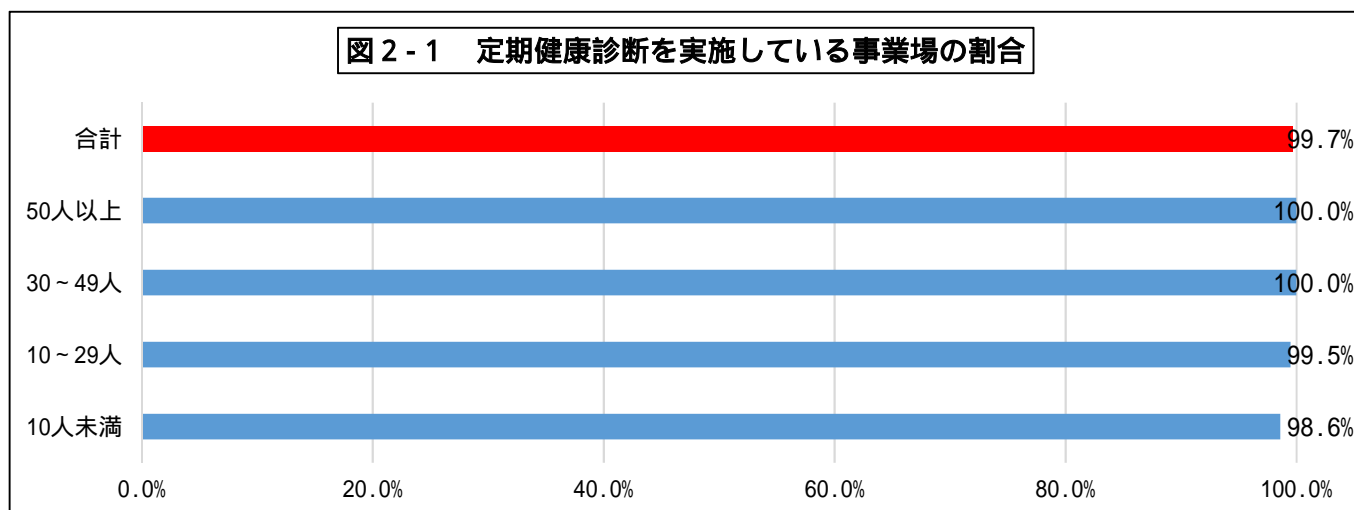
50人以上事業場では76.1%に対して、30人未満事業場では40%台となっている。

図1-12 「心の健康づくり計画」を策定している事業場の割合



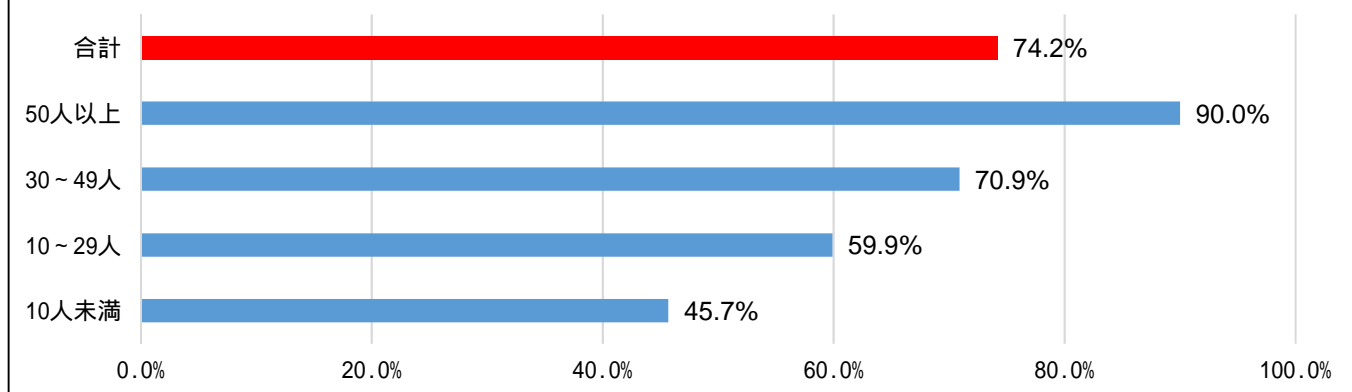
50人以上事業場において図1-1から図1-11の実施項目は70%を超えているのに比べ、「心の健康づくり計画」の策定では50.3%にとどまっている。

定期健康診断に関する取組状況



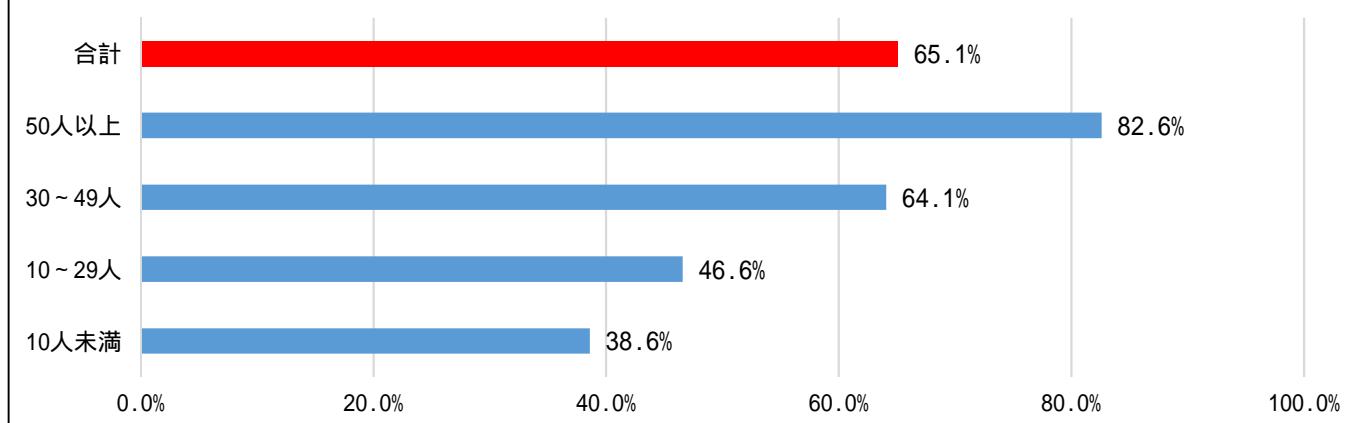
50人以上事業場では100%になっているのに対して、事業場規模が小さくなるに従い実施割合が低くなっている。

図 2 - 4 定期健康診断結果の医師への意見聴取を行っている事業場の割合



50人以上事業場では90%になっているのに対して、事業場規模が小さくなるに従い実施割合が低くなっている。

図 2 - 5 定期健康診断結果に基づく就業上の措置を講じている事業場の割合



50人以上事業場では90%になっているのに対して、事業場規模が小さくなるに従い実施割合が低くなっている。

産業保健サービスに関する取組状況

図3-1 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合

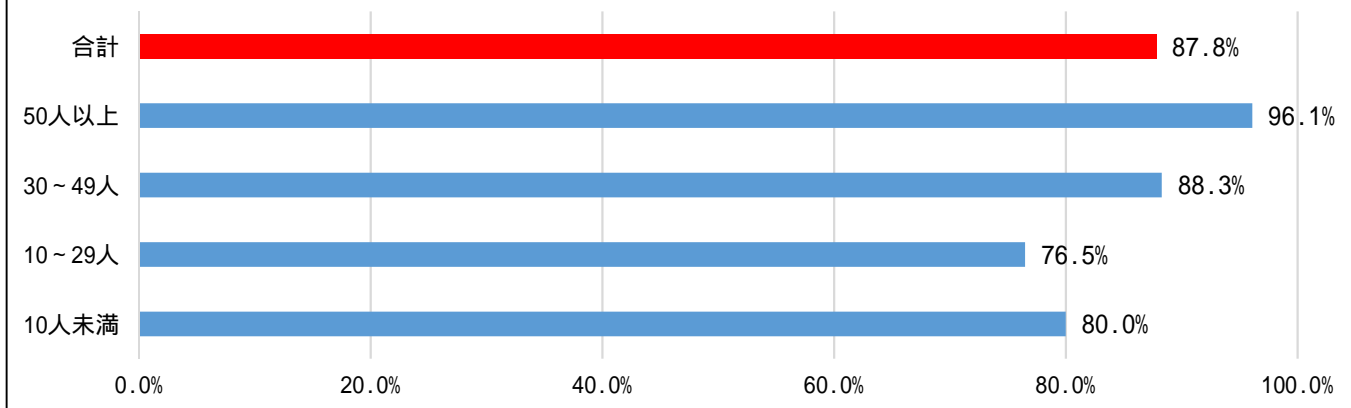
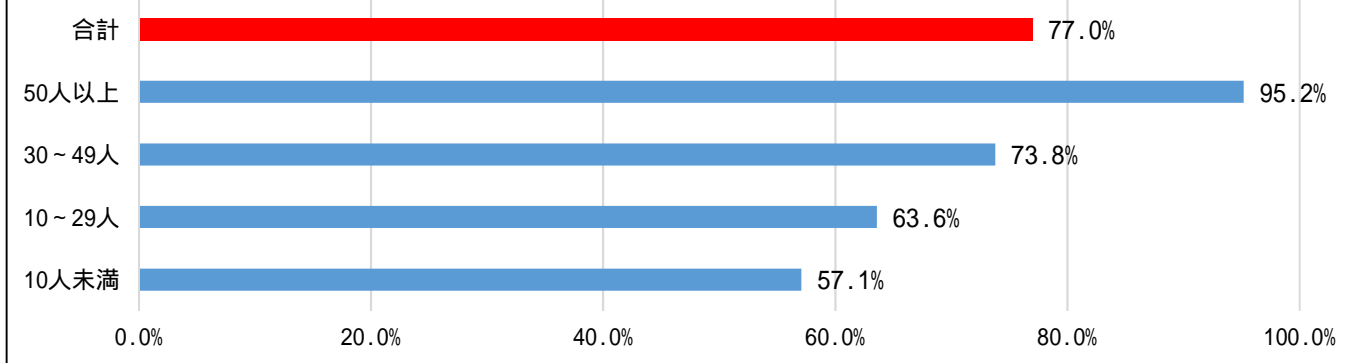


図3-2 健康診断結果に基づき有所見者に対する保健指導を行っている事業場の割合



50人以上事業場では95.2%になっているのに対して、事業場規模が小さくなるに従い実施割合が低くなっている。

図3-3 食事、運動、睡眠、飲酒、喫煙等の健康に関する教育を行っている事業場の割合

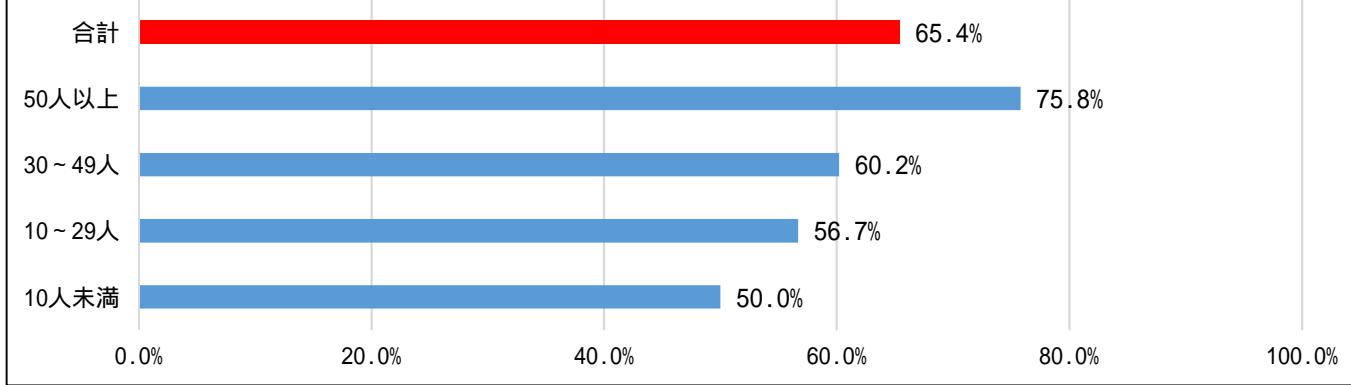
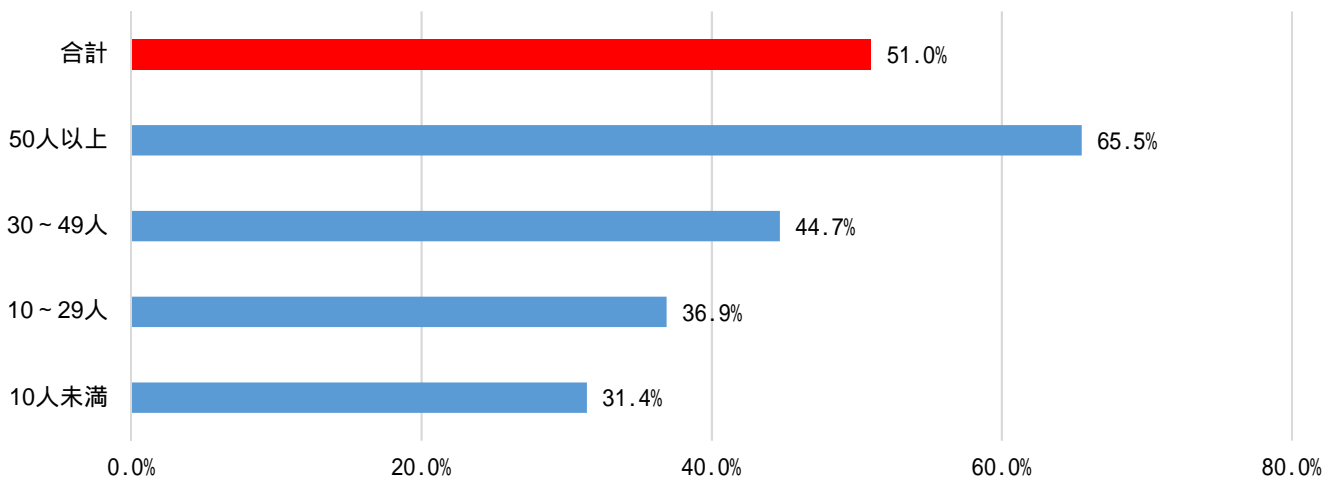


図3-4 治療と仕事の両立支援に取り組んでいる事業場の割合



50人以上事業場では65.5%になっているのに対して、事業場規模が小さくなるに従い実施割合が低くなり、30人未満の事業場では30%台になっている。

図3-5 テレワーク等 事業場以外で就業するものに対する健康管理支援を行っている事業場の割合

